

小平市民総合体育館・小平市立体育施設 障がい者割引 利用案内 (令和6年4月～)



小平市民総合体育館と小平市立体育施設では、障がいのある方を対象とした割引制度を実施しています。
以下に該当する方は、利用料金が半額になります。

個人利用

<対象者>

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ③ 療育手帳(愛の手帳)をお持ちの方
- ④ その他、上記手帳と同程度の障がいを有すると認められる方
- ⑤ 障がい者に同行し介護する方
(介護者が複数で同行する場合、減額対象人数は1人とする)

<対象施設>

- ① 小平市民総合体育館(トレーニング室、プール、個人開放)
- ② 萩山公園卓球室
- ③ 東部公園プール(夏季のみ)

<利用方法> ※事前登録は不要です

利用当日、各施設の窓口で料金を支払う前に、障害者手帳等を提示する

お問い合わせ
小平市地域振興部 文化スポーツ課
電話 042-346-9612

団体利用

<対象者> ※定期利用団体以外のテニスコート利用者は裏面を参照してください

- ① 10名以上の団体で、構成員のうち障がいのある方の割合が2分の1以上の団体 (障がいのある方の定義は、左記個人利用①～④による)
- ② 市内を中心として、障がい者の支援を目的に活動しており、市内に事務所(代表者の自宅等を含む)を有し、代表者が市民である団体

<対象施設>

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 小平市民総合体育館 | ⑥ 中央公園グラウンド・中央公園競技場 |
| ② 萩山公園グラウンド | ⑦ 中央公園テニスコート |
| ③ 大沼グラウンド | ⑧ 上水公園テニスコート |
| ④ 天神グラウンド | ⑨ 天神テニスコート |
| ⑤ 小川西グラウンド | |

<登録・利用方法>

【団体利用 対象者①】

- ① 市民総合体育館での団体登録時に、構成員の2分の1以上が障がい者であることを証明するため、障害者手帳等のコピーを窓口提出する
- ② 障がい者団体として登録された後は、通常どおりの予約をし、期日までに料金を支払う

【団体利用 対象者②】

- ① 市民総合体育館での団体登録時に、障害者手帳等のコピーの提出の他、会則を提出する
- ② 通常どおりの予約後、料金を支払う前に減免申請をする(メールでも可)
 - 抽選予約の場合、原則、利用日の21日前までに減免申請をする
 - 先着予約の場合、原則、利用日の7日前までに減免申請をする

団体利用(定期利用団体以外のテニスコート利用者)

<対象者>

障がいのある方が、ご本人のIDで予約を入れ、かつ、当日の利用者のうち障がいのある方の割合が2分の1以上の団体(障がいのある方の定義は、裏面個人利用①～④による)

※当日の利用者のうち障がいのある方の割合が2分の1に満たない場合は、事前にお支払いいただいた料金に加え、通常料金との差額分を当日に徴収いたします

<対象施設>

- ① 中央公園テニスコート ② 上水公園テニスコート ③ 天神テニスコート

<登録・利用方法>

- ① 登録するため、利用者ご本人が市民総合体育館で手続きを行う(原則、代理人の手続きはできません)
- ② ご本人が障がい者であることが分かる書類(障害者手帳等)のコピーを、市民総合体育館窓口へ提出する(障がいのある方の定義は、裏面個人利用①～④による)
- ③ 障がい者であることが分かる書類が本人確認できる書類でなかった場合(顔写真が付いていない等)は、別途、本人確認できる書類を提示する
- ④ 障がい者割引適用団体として登録された後は、通常どおりの予約をし、期日までに料金を支払う

※当日の利用者のうち障がいのある方の割合が2分の1に満たない場合は、事前にお支払いいただいた料金に加え、通常料金との差額分を当日に徴収いたします